

情報通信政策レビュー 査読規程

(目的)

第1条 この規程は、「情報通信政策レビュー刊行規程」に基づき刊行する情報通信政策レビュー（以下「レビュー」という。）における投稿原稿の審査手順及び査読者等の役割を定めることをその主たる目的とする。

(投稿原稿の扱い)

第2条 情報通信政策レビュー編集委員会（以下「編集委員会」という。）は、投稿原稿について、以下のとおり扱う。

- (1) 「情報通信政策レビュー投稿原稿要綱」第4条において総務省情報通信政策研究所（以下「研究所」という。）が受理した投稿原稿について、査読に付すべきか否かを決定する。
- (2) 査読に付すことを決定した投稿原稿について、その内容等からみて適当な査読者2名以上を選定し、査読を依頼する。
- (3) 査読に付さない投稿原稿については、学術論文以外の形式で掲載する又は掲載しないことを決定する。
- (4) 編集委員会委員は、自分が執筆者又は推薦者若しくは承認者である投稿原稿に関する審査および議事には一切参加することはできない。

(査読)

第3条 査読者は、依頼を受けてから原則として1ヶ月以内に査読を行い、査読報告を研究所に提出する。査読者は、投稿原稿を以下の1つに評定するものとする。

- A. 採択
- B. 修正意見つき採択
- C. 再査読
- D. 不採択

(投稿原稿の修正及び再査読)

第4条 投稿原稿の修正及び再査読については、以下のとおりとする。

- (1) 研究所は、査読報告により投稿原稿の修正が必要であると認められる場合、投稿者に査読報告の内容を通知し、原則として一ヶ月以内の期限を定めて修正を求めるものとする。
- (2) 投稿者は、通知を受けた査読報告の内容に従い、前項により定める期限までに修正を行った原稿又は査読報告への反論を提出することができる。期限を経過しても連絡がない場合には、原則として、投稿を取り下げたものとみなす。

(3) 研究所は、第4条(2)により提出された修正原稿を査読を担当した査読者に回議し、修正原稿に対する査読報告を受けるものとする。

(4) 研究所は、前条並びに(2)及び(3)で受けた査読報告及び査読報告への反論(以下「評価結果等」という)について編集委員会に報告する。

(評価結果等の扱い)

第5条 編集委員会は、研究所が前条により報告する査読者から報告された評価結果等に基づき、次のいずれかの措置をとる。

(1) 評価結果等を踏まえ、協議の上、採否、学術論文以外の形式での掲載の可能性又は追加の査読を決定する。

(2) 前項において追加の査読を決定した場合、編集委員会は、1回目の査読者とは別の査読者を選定し、査読を依頼することができる。

(規程の運用)

第6条 この規程に定めのない事項については、調査研究部長が決することとする。

附 則 (平成22年2月10日 情研調第14号)

この規程は、平成22年2月10日から施行する。

附 則 (平成22年5月14日 情研調第42号)

この規程は、平成22年5月14日から施行する。

附 則 (平成25年1月11日 情研調第3号)

(1) この規程は、平成25年1月11日から施行する。

(2) 情報通信政策レビュー 査読規程(平成22年2月10日 情研調第14号)は、廃止する。

附 則 (平成25年5月15日 情研調第31号)

この規程は、平成25年5月15日から施行する。